議第114号

呉市国家戦略特別区域法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条 例の制定について

呉市国家戦略特別区域法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例を次のように定める。

呉市国家戦略特別区域法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条 例

(趣旨)

第1条 この条例は、国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第20条の2第1項の規定により、工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項の規定により公表された準則又は工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例(平成17年広島県条例第5号)に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、工場立地法及び国家戦略特別区域法の例 による。

(適用範囲)

- 第3条 この条例は、本市が国家戦略特別区域工場等新増設促進事業を実施する区域として区域計画に定められた区域(以下「特例区域」という。)に適用する。 (緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)
- 第4条 特例区域における緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合は、それぞれ100分の5以上とする。

(敷地が特例区域及び特例区域以外の区域にわたる場合の特例)

第5条 特定工場の敷地が特例区域及び特例区域以外の区域にわたる場合においては、当該敷地のそれぞれの区域の当該敷地に占める面積の割合(以下「敷地割合」という。)につき、特例区域の敷地割合が2分の1以上のときは前条の規定を当該敷地の全部について適用し、特例区域の敷地割合が2分の1未満のときは同条の規定を当該敷地の全部について適用しない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 昭和49年6月28日において設置され、又は設置のための工事が行われていた特定工場で、特例区域に存するもの(以下「特例既存工場」という。)において、生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。)が行われるときは、第4条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、付則別表に規定する算式により行うものとする。

付則別表

1 特例既存工場が工場立地に関する準則(平成10年大蔵省,厚生省,農林水産省,通商産業省,運輸省告示第1号。以下「法準則」という。)別表第1の上欄に掲げる1の業種に属する場合

2 特例既存工場が法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する場合

- 備考 この表の算式における記号は、次の数値を表すものとする。
 - G 当該変更に伴い設置する緑地の面積
 - P 当該変更に係る生産施設の面積
 - γ 当該特例既存工場が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同 表の下欄に掲げる割合
 - G。当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。)の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積
 - S 当該特例既存工場の敷地面積
 - G」当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計
 - E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積
 - E。当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。)の面積の合計のうち,

昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

- E」当該変更に係る届出前に設置されている環境施設の面積の合計
- n 当該特例既存工場が属する業種の個数
- P; 当該変更に係るj業種に属する生産施設の面積
- γ_j j業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

(提案理由)

国家戦略特別区域法第20条の2第1項の規定により、工場立地法第4条第1項の規定により公表された準則等に代えて適用すべき準則を定めるため、この条例案を提出する。